

安全で安心できる長岡高専をめざして

安全で安心できる学校環境と教育体制の構築のための提言

(中間報告書)

平成 23 年 3 月 31 日

長岡工業高等専門学校

安全で安心できる環境と体制づくりワーキンググループ

1. 提言の目的

平成23年2月14日、本校で発生した学生死傷事件を踏まえ、このような事件の再発を防止するために、学生・教職員の安全を確保できる環境を整備すること、および学生が安心して教育を受けることのできる体制を構築することを本提言の目的とする。

2. 基本方針

検討にあたって、まず以下の3点を基本原則として確認した。

- a) 教職員一人ひとりが安全管理と人間教育の重要性を再認識し、長期間にわたって実行可能な安全管理および教育体制であること。
- b) これまでの本校の安全管理を生かしつつ、教育理念および学習・教育目標と調和した安全管理および教育体制であること。
- c) 教職員の負担が過重にならない安全管理および教育体制であること。

そこで、これらの基本原則をもとに、安全で安心できる学校生活を確保するためには、施設・設備などハード面の整備だけではなく、教育活動やメンタルヘルスなどソフト面での体制強化、およびいざという場合の危機管理体制の構築が必要であるとの認識の下に、以下の項目について検討を行った。

- (1) 安全で安心できる学校環境の改善整備
- (2) 人間としての総合力を育てる教育内容と教育体制の構築
- (3) 学生および教職員のメンタルケア体制の強化
- (4) 危機管理システムの整備

3. 提言の範囲

現時点で事件の詳細が明らかになっていないことから、本提言は「事件の再発を防ぐために現在できること」に観点をおいてまとめたもので、あくまでも中間報告である。

4. 安全で安心できる学校環境の改善整備

4-1. 学校内の環境整備

(1) 事故・事件や不審者の侵入を防止する施設整備の充実

① 出入口の改善による校内のセキュリティ確保

- 関係者以外の入校制限に関する標識（「本学の関係者以外の入校は、ご遠慮願います」等の看板）を正門近くに設置する。
- 外来者は庶務係の受付を通るように誘導する（実施済み）。

② 来訪者のための案内図の充実

- 受付で校内案内図を渡して、来訪者が目的の場所に行けるよう適正な誘

導をする。

③夜間照明（外灯）の増設と暗い箇所の改善

④各部屋・研究室の鍵の管理

- 鍵の管理については、従来通り各部屋の管理責任者により適切に管理することとする。ホームルーム以外の講義室が空き時間の時には鍵かけを行う。情報処理センターに関しては、入退室管理の記録が取れるキーシステムについて導入の検討を行う。

(2) 事故・事件や不審者を早期に発見できる施設設備などの整備

①ネームプレートの着用

- 教職員のネームプレートの着用を徹底する。

②視認性の確保

- 教員室・実験室の通路側ブラインドの開放を徹底する（密閉性の排除）。
- 植栽などの定期的な点検を実施する（実施済み）。

③防犯カメラの設置と記録の保存

- 校内の死角となる箇所にWebカメラを設置し、モニタリングする。
- 記録の保存については、各カメラにつき1秒1コマとし、期間は2週間以上とする。

(3) 事故・事件・災害に対する安全な避難経路の整備

①避難経路の定期的な点検

- 廊下、踊場は避難路として確保し、物を置かないことを徹底する。

②複数の避難経路の定期的な確認

- 夏期、冬期（積雪時）それぞれの状況に応じた避難路を確保する。

(4) 連絡・通信機器の整備等

①校内の通報システムの点検

- 緊急方法のみでなく、校内放送についても定期的に点検する。

②緊急連絡網の登録指導

- 学校からの連絡がスムーズにできるように、保護者と学生の携帯電話番号を学生調書に記入するよう指導する（実施済み）。

③緊急事態発生時における警察・消防への迅速な通信体制の確立

- 緊急連絡網を再確認する（実施済み）。

(5) 警察到着までの侵入者の暴力に対処する方策

①「さすまた」、「防犯スプレー」を必要な箇所に設置する。

(6) 安全で安心できる校舎への改修計画

- ①平成16年に起きた中越地震からの復興にともない、長岡高専においては、校舎の老朽化・耐震化の問題は解消された。しかしながら、校舎内における学生・教職員の安全を確保する意味で、1号館中央棟の吹き抜け、3号

館吹き抜け、6号館の非常階段、高層階（4階、5階）の窓等に転落防止策を施す必要があると考える。また冬期間（積雪時）の第1体育館・第2体育館においては、複数の非常口を確保する必要がある。さらに土曜日・日曜日・祝祭日には、正面玄関以外の出入口がロックされたままとなっているが、緊急脱出用のハンマーやワイヤーカッターなどを設置しておくべきである。

(7) 安全で安心できる学校環境づくりのための意見徴収

- ①教職員および学生を対象に安全で安心できる学校環境づくりのためのアンケートを実施する。

4-2. 学生寮の環境整備

(1) 事故・事件や不審者の侵入を防止する施設整備の充実

①出入口の改善によるセキュリティ確保

- 学生寮入り口への動線上に寮事務室を置く。
- 男子寮、女子寮正面玄関は寮生及び学生寮関係者専用とする。
- 寮生以外の学生および外来者においては1号館入り口から入るようにする。
- 関係者以外の入寮制限に関する標識を寮正面及び男子寮、女子寮正面玄関に設置する。
- 寮事務室に入寮簿を置き、寮生以外の学生及び外来者は入寮簿に記載の後寮に立ち入りを許可する。

②夜間照明（外灯）の増設と暗い箇所の改善

(2) 事故・事件や不審者を早期に発見できる施設設備などの整備

①防犯カメラの設置と記録の保存

- 男子寮、女子寮、寮1号館入り口に防犯カメラを設置し、寮事務室及び補導直室にてモニタリングする。（実施済み、寮1号館入り口のみ寮事務室及び補導直室でのモニタリングは無し）
- 寮の非常口及び寮周辺にWebカメラを設置し、寮事務室及び補導直室にてモニタリングする。
- 記録の保存については、各カメラにつき1秒1コマとし、期間は2週間以上とする。

(3) 事故・事件・災害に対する安全な避難経路の整備

①避難経路の定期的な点検

- 廊下、踊場は、避難路として極力物を置かないようにする。（実施済み）

②複数の避難経路の定期的な確認

- 夏期、冬期（積雪時）それぞれの状況に応じた避難路を確保する。（夏期

のみ実施済み)

(4) 連絡・通信機器の整備等

①寮内の通報システムの点検

- 緊急放送のみでなく、寮内放送についても定期的に点検する。

②緊急連絡網の登録指導

- 寮事務室からの連絡がスムーズにできるように、保護者と学生の携帯電話番号を学生調書に記入するよう指導する。また学生メールを毎日確認するよう指導する。

③緊急事態発生時における警察・消防への迅速な通信体制の確立

- 緊急連絡網を再確認する。

④補導直室に寮内放送設備を設置する。

(5) 警察到着までの侵入者の暴力に対処する方策

- ①「さすまた」、「防犯スプレー」を寮事務室、宿直室、補導直室に設置する。

(6) 安全で安心できる学生寮への改修計画

- ①学生寮居室等の窓に転落防止柵を設置する。

- ②学生寮居室等のロッカーについて、転倒防止の措置をとる。

- ③3号館、4号館、4号館増築の屋上に設置してある柵を、現在の約1mから2m以上に高さを伸ばす。

- ④3号館、4号館、4号館増築の屋上は冬期は施錠する。

5. 人間としての総合力を育てる教育内容と教育体制の構築

5-1. 教育活動

(1) 教育内容の充実

①安全管理面

- 平成18年度以降の学生便覧に「安全管理マニュアル」が収録されており、毎年全学生に配布されている。また、国立高専機構が作成した「実験実習安全必携」も毎年新入生に配布されている。実験・実習などで、これを参照した指導を行うように徹底を図る。

- 体育施設、実験・実習施設は重点施策経費等の予算で計画的に保守・整備が進められている。体育用具、実験機器などは使用前の安全確認を徹底する。施設・設備の整備や消耗品の更新などが円滑に行われるよう予算措置を行う。

②人格形成・技術者教育の充実

- 必修・必履修授業（本科の現代社会と保健体育、専攻科の科学哲学）の一部として取り扱われている。担当者間の連絡・連携強化を図り、体系的な教育を行うことについて検討する。

- 学外講師による講演会（AED、エイズ、薬物乱用、交通安全、メンタルヘルス、ビジネスマナーなど）、および学内講師による講演会（情報リテラシー、情報モラルとセキュリティなど）が行われている。これらを整理し、年間の取組みとして学生・保護者へ周知するためのチラシを年度当初に作成し、配布することについて検討する。配布チラシの案を資料1に示す。
- キャリアデザイン教育を充実させるため、企業実習参加率 50%を目標とする取組みを継続する。
- 国際的視野の涵養、コミュニケーション能力育成を目標に、地球ラボを開設し、学生海外研修の充実を図ってきた。この取組みを継続する。

(2) 教育体制・教員の能力向上

①FD

- 授業公開、教職員向け講演会、授業評価アンケートなどが実施されてきた。しかしながら参加率や実施率が十分ではない取組みがあるので、改善を図る。
- 教員連絡ネットワークの強化を図り、授業担当者と担任、一般科と専門学科間などで適切な情報共有を行い、連携の強化を図るための取組みを行う。
- 高専間の人事交流などを活用し、第三者的な視点で教育システムの点検・整備を行う。
- 教員の教育力レベルアップのために、経験豊富な本校教員あるいは外部教員による「教育方法論」等の講演会、または県教委・市教委と連携した「実践的教育指導講習会」等を開催する。

②教育システムの点検・改善

- 卒業・進級に関する規定等の点検を行い、H23 年度からの実施体制を整備した。運用面で学生に不利益が生じないように引き続き点検・整備を行う。
- 入試ミスを防ぎ、公平かつ適切な入学者選抜を行うために、推薦入試の面接評価方法を改善し、採点方法・選抜方法の点検を行ってきた。入学者の追跡調査を継続し、入試改善にフィードバックし、入試の実施方法や選抜方法の改善を図る。
- 低学年の学力低下対策として、専門学科の演習科目の導入やTAの活用が行われてきた。その効果を検証し、効率化について検討する。
- 課外活動への参加学生が減少し、対人コミュニケーションの機会・範囲が狭まっていることを考慮し、低学年で混合学級による授業を実施することについて検討する。

- カリキュラム調査、外部評価、認証評価、JABEE 継続審査など、学外の機関による教育システムの点検が行われてきた。引き続き外部評価に耐える堅牢な教育システムの構築に取り組む。

③情報公開／発信・意見聴取能力の強化

- 学科・学年ごとのメーリングリストを作成し、携帯電話への転送サービスを整備することで、電子メールを活用した連絡体制が確立されている。また、学生課から保護者向けメールマガジンが発行・運用（通常は事務手続きなどの連絡に利用）されており、緊急時にも本メールマガジンが利用されている。本校ホームページと併用した情報公開・連絡体制は整備された。しかし、災害時などの全学生・全保護者への緊急連絡を考慮すると、学校として運用するメールマガジン体制とし、全保護者から登録してもらうことが望ましい。
- 保護者を対象とするアンケート結果をもとに、寮生保護者向けに授業公開を実施した。引き続き保護者向けの講演会や授業公開の拡充を検討する。
- 中学校と高専との教育システムの違いを説明し、理解してもらうために、1年合同保護者会の実施を検討する。

(3) その他

- ①図書館のカウンター業務補助学生を増員し、安全強化および低学年の学力低下対策への支援を図る。
- ②理工系の学生は、インターネットやゲームの利用時間が増加し、テクノ依存症（ネットホリック、ゲームホリック）となる傾向が強い。現状の調査を行い、心と体の健康を維持するための指導を行う。

5-2. 学生支援活動

(1) 学習環境（生活・教室環境の整備）

- ①学生会・整備委員会を中心に、例年、校内大清掃やクリーン作戦等の清掃・美化活動を行い、学内外の環境整備に努めている。
- ②その一方、一部の教室内（ホームルーム）でのゴミの散乱が目立ち、普段の学習環境として不十分な面があった。また生活の乱れなどの原因により、朝遅刻する学生が一定数存在している。
- ③これらの対策として、清々しい学習環境を整え健全な心の成長を促すことを目的に、H22年度より「美（ミ）シュランガイド」と名付けた清掃支援活動を実施している。これは、調査員が不定期に全教室を見回りし、清掃状況を調査した結果の評価を星の数として公表するというものである。清掃活動の計画・運営は各クラスの主体性に任せることにより、遊び心を持

ちつつクラス間の競争意識を高め、かつ学生個々の清掃意識を向上することが期待される。H22 年度の実施の結果、綺麗になった教室が格段に増えており、一定の成果が得られたと考えられる。今後も継続して実施することを検討している。

- ④また、学生の生活の乱れの早期発見などを目的として、ショートホームルームを実施している。これは、毎週月曜日の朝、授業時間前の 10 分を利用し、担任より学習・生活上の注意や連絡事項の伝達などを行うものである。H22 年度には試行で実施し、H23 年度より正式に実施する運びとなっている。実施の際、朝の遅刻が続く学生には家庭への連絡および寮との連携を図る必要があると考えられる。

(2) 学生会活動（行事への参加学生数の増加対策）

- ①学生会は学生会長を中心に多くの役員で組織され、年間を通して、学園祭、体育祭、球技大会、遠足等の行事を始め、社会奉仕活動等の各種活動に主体的に取り組み、非常に頼もしい活動を行なっている。
- ②その一方、教職員を含めた学校全体として、上記の学生会行事へ参加する意識が希薄である。その結果、参加学生数はここ数年低迷し続け、学校全体での活気・熱意が十分とは言えなかった。
- ③学生会行事を学校全体で活性化するためには、行事参加学生の数を増やすことが重要である。学生会を中心として行事内容、運営方法などの検討を重ね、新たな改善案を盛りこみ、かつ事前の学校全体への PR 活動も充実させた結果、H22 年度は例年より大幅に参加学生が増え、一定の成果が得られたと考えられる。今後も引き続き、不十分であった内容の修正・改善などを続け、さらなる活性化を目指すことを検討している。

(3) クラブ活動（参加学生数の減少・平日の活動の低迷からの脱却）

- ①体育系・文化系クラブともに、高専体育大会や文化発表会を始めとして多くの大会や各種コンテストで優秀な成績を収め、活動はしっかりと継続されている。
- ②その一方、課外活動に積極的に取り組む学生は年々減少傾向にあり、平日の活動を活発に行っているのは一部のクラブにとどまっている。
- ③クラブ活動を学校全体でさらに盛り上げていくために、その目安としてクラブ部員数を増やすことを目的としている。例年 4 月当初に新入生向けにクラブ紹介を行っているが、より多くの新入生を入部させるため、新たにクラブ見学ツアーなどの企画を検討している。さらに入寮者へは、必ず 1 つ以上のクラブへの入部を義務付けることも検討している。2 年生以上の学生には、再入部・途中入部を促すため、夏季休業中の特別授業週間などを利用したクラブ見学の開放などを検討している。

- ④またクラブ活動の PR 活動をより一層充実させることも望まれる。一例として、大会での上位入賞の場合のみならず、地域ボランティア活動や演奏会、発表会への参加の報告についても積極的に本校ホームページから発信することなどが挙げられる。これにより「高専」＝「理系の特殊な集団」との偏ったイメージを和らげる効果も期待される。その際、学生教育に関して二次的な情報（施設の調達情報など）はトップページではなくサブページに移動するなど、優先すべき情報が埋もれないような工夫も考える必要がある。
- ⑤2年前に起こった学生引率中の顧問の遭難事故を踏まえ、留守顧問制を立ち上げた。これは遠征中の万一の場合に備えて、遠征に参加しない顧問が留守番役として常に連絡の取れる体制を敷いておくものである。
- ⑥さらに、従来クラブ・同好会の活動の枠組みを超えた活動として、教員による補習・勉強会活動の創設や、活動実績を元にした部や愛好会の統廃合を含めた再構築も検討する必要がある。
- (4) 防災・安全・防犯（冬季の防災対策、防犯・交通マナーの涵養）
- ①例年、全学生および全教職員参加による防災・避難訓練が行われ、また希望者および体育系クラブの部長を対象とした指導者向けの AED 講習会も実施されており、防災への啓発・指導がなされている。また実験・実習を行う際の「安全管理マニュアル」が学生便覧に収録され、特に機械工場で実習作業の多い学生に対して、年度当初に安全管理の講習が行われるとともに、毎回の実習作業の際に常に安全への注意喚起がなされている。以上のとおり、防災や事故に対する啓発・指導は必要に応じて行われており、防災および安全管理への意識は一定に保たれていると感じられる。
- ②その一方、冬季（積雪時）の避難経路が非積雪時と異なるが、積雪時に対応した非常口および避難経路の確認・確保や避難訓練の実施は十分に行われていない。また防災意識に比べて、防犯意識や交通マナーは十分な水準にあるとは言えない。具体的には、例年一定数の現金・自転車などの盗難被害が報告されており、また自転車に関わる事故が近年増加傾向にあるとともに、近隣住民からの交通マナーに関する苦情・報告などが増えてきていることが挙げられる。
- ③防災に関して、「安全・安心の日」を設定し、学生・教職員を対象に平常時と積雪時の年2回避難訓練を実施する必要があると考えられる。特に積雪時における非常口および避難経路を確認し、十分な避難経路を確保することが喫緊の課題である。また、学生寮においても積雪時の避難訓練を実施する必要がある。さらに、定期的な AED 講習会も必要である。
- ④防犯意識の低さに関しては、世界の中での日本の治安の良さ、ひいては本

高専周辺地域の治安の良さに起因しているとも言え、一概に悪いとは言えないが、一定水準の自己防衛・防犯の意識は必要である。この対策としてH22年度より、盗難被害の報告が上がった際に、全学生向けに貴重品管理・注意喚起に関するメール発信を行なうことにより、防犯意識の低下を防いでいる。

- ⑤自転車の交通マナーに関しては、全学生に対して随時、校内掲示やクラス担任を通じて交通マナーに関する啓発活動を行っている。また例年4月当初に車両（自動車・自動二輪車）通学生向けの交通安全講習会を実施しているが、自転車の通学者向けには実施していない。そこで今後、自転車通学生向けにも交通マナーの意識の高揚を図るため、交通安全講習会の実施を検討する必要があると考えられる。また万が一の事故に備えるため、保護者向けに個人賠償責任保険への加入を勧めている。

(5) 緊急連絡体制（保護者への一斉連絡手段の確保）

- ①課外活動中の事故などの発生に対する対応・緊急連絡網は整備されており、学生便覧（課外活動:2. 事故等への対応）にも掲載されている。しかし原則として保護者への連絡はクラス担任から行うことになっているため、緊急時にクラスの全保護者へ連絡をする事態が生じた場合、担任への負担が過大となることが予想され、また担任不在の場合への対応も十分整備されていない。
- ②現在、学生課から保護者向けメールマガジンが発行・運用（通常は事務手続きなどの連絡に利用）されており、緊急時にも本メールマガジンが利用されている。また本校ホームページへも在校生やその保護者向けの情報が随時掲載されており、複数の情報共有手段は確保されている。しかし現在のところ、保護者向けメールマガジンの登録者率が6割弱と十分に高い状況ではないため、定期的に登録への勧誘案内を郵送・通知することにより登録率を上げる取り組みを行っているところである。なお、保護者向けメールマガジンについては学生課での試行運用であることから、これを学校として本運用とし、全保護者から登録してもらうことを目指す。また緊急時の担任不在への対応として、副担任もしくは担任を補佐する教員を配置する必要もあると考えられる。

6. 学生および教職員のメンタルケア体制の強化

(1) 学生相談体制の強化

- ①従来の本学の学生相談室の体制は、室長1名、相談員5名、看護師1名、カウンセラー1名（週一回）である。メンタル面あるいはコミュニケーション能力が弱い学生が増加していることや教員では解決できない事例が

増加していることに鑑み、特に常勤カウンセラーの設置や精神科医によるカウンセリング（月 1-2 回程度）を実施すべきである。また、近隣大学や関係機関との連携強化もこれまで以上に行う。

(2) 各種啓発活動

- ①メンタルヘルス講習会等様々な講習会を企画運営してきたが、メンタル面のみならず、いじめ・暴力・自殺・性といった内容についてもこれまで以上に踏み込み、講演会や特別活動等を利用しながら、啓発活動を各教員と連携しつつ積極的に推進していくべきである。

(3) メンタル面が弱い学生の情報共有と素早い収集

- ①これまで行ってきた担任との連携だけではなく、各講義担当教職員や学生課等の職員からのボトムアップも行うべきである。相談員・担任だけでは限界があり、学生により相談しやすい教員も異なる。従って、一般教職員からも気になる学生をピックアップしてもらい、一般教職員→担任→相談員→専門カウンセラーという流れを構築し、これまで以上に素早い対応を行う。

(4) 教職員間の連携強化

- ①教職員間のコミュニケーション不足も情報共有不足の一因となっていることから、他学科及び職員を含めた交流を推奨する。例えば集会室を教員に常時開放し、新聞やポット等を設置し休憩室を提供する等。これは教職員のメンタルケアにも繋がり、教職員間の交流促進はメンタルケアを含めた学生の情報を収集する手段としても効率がよい。これに関連して、コミュニケーションがとれているかをアンケートで調査し、改善を図るのも良いであろう。

(5) 担任の負担軽減

- ①担任の負担が増加している事に鑑み、担任を補佐する制度の導入も検討すべきである。例えば担任は主事補を兼務しない等の校務分担軽減措置や、副担任制（内容は十分に精査すべき）の検討等。これらは担任の負担軽減に繋がり、学生との対話時間増加による情報収集の迅速化、さらには教員の負担軽減によるメンタルケアにも繋がる。
- ②中学・高校の退職教員による教育指導支援体制（長岡高専教育サポーターシステム）の構築を検討する。

7. 危機管理システムの整備

- ①「長岡工業高等専門学校リスク管理及び危機対策に関する規程」（資料 2）を制定した。今後本規程に示されているリスク事項について、当該委員会は個別のリスク管理および危機対応マニュアルを早急に整備する。

- ②危機発生後の学生相談室の負担が急増しているので、学生相談室の業務をきちんと規定する。
- ③教職員の緊急連絡網は危機の状況に応じて完備している。

8. まとめ

事件の再発を防ぐために現時点でできること、を主眼に本提言をまとめた。時間的な制約と事件の性質からこれで十分とは言い難いが、取りあえずの中間報告としたい。今後、学生および教職員へのアンケート等を通じて、最終報告書ではよりきめの細かい提言を行っていきたい。

ワーキンググループメンバー

山田 隆一（総務主事）：グループ長
中村 奨（電気電子システム工学科）：副長
田中 聡（一般教育科）
池田富士雄（機械工学科）
高橋 章（電子制御工学科）
赤澤 真一（物質工学科）
衛藤 俊彦（環境都市工学科）
総務課長
学生課長
総務課長補佐（庶務担当）
学生課長補佐

安全で安心できる環境を目指した取り組み

長岡工業高等専門学校

学生・保護者の皆さんへ

長岡高専では、平成23年2月14日に発生した学生の死傷事件を重く受け止め、安全で安心して学習に取りくめる環境を再構築するために「安全で安心できる学校の環境と体制づくりワーキンググループ（以下、安全安心WG）」を組織しました。安全安心WGでは、学生と教職員との間の距離（心理的、物理的）をより短くし、相互の信頼関係を高める方策を考えます。さらに、事故防止のための施設・設備の安全性向上、地震や風水害・火災などを想定した教育施設・設備の安全についても考え、学生の皆さんの心と体の健康を守るための取り組みを推進します。以下では、新年度の取り組みの一部を紹介します。

1. 安心して学習に取り組む学習環境の整備

- ・1～3年で毎週木曜7限に実施する特別活動に加え、全学年で毎週月曜の朝にショートホームルームを実施することで、連絡事項の徹底を図り、担任と学生間のフェイス・トゥー・フェイスのコミュニケーションの機会を増やします。
- ・「美シユラン」を継続して実施し、教室の清掃・整理・整頓を推奨し、すがすがしい環境で落ち着いて授業を受けるための取り組みを行います。
- ・ストレスマネジメント、救急救命、交通安全、薬物乱用防止、情報モラルなどについて正しい知識を得て、心と体の健康を守るための講演会を実施します。
- ・担任、学生相談室、専門のカウンセラーが連携を取り、学生の皆さんの様々な悩みやトラブルを早期に解決できる支援体制を強化します。
- ・進級・卒業に関する制度を改善し、苦手科目を克服するための早期ケアを行うための教育体制を強化します。

2. 連絡体制の強化、情報公開・情報発信力の強化

- ・学生には入学時からメールアドレスを発行し、学外からもメールを読み書きできる環境、メールを携帯電話等へ転送するサービス、クラス全員への連絡体制などを整備・強化します。
- ・緊急連絡体制を整備するため、全学生の保護者にメールマガジンの登録をお願いします。メールマガジンは、緊急連絡だけでなく、学校の様々な情報を的確にお届けします。また、学校のWebページにおいても必要な情報が的確に伝わるよう、情報発信力を強化します。
- ・保護者向けの授業公開、1年生保護者向けの合同保護者会などを企画し、地域社会に開かれた学校づくりを目指します。

3. 施設・設備の安全点検と強化

- ・体育施設、実験・実習施設、学生寮をはじめ、学内全体の施設・設備を点検し、安全性の向上に努めます。
- ・非常口・避難経路の確認を行い、特に冬季（積雪時）の避難経路を確保します。

ハウ・レン・ソウをはじめましょう

気になること、心配なこと、困ったことなどがあったら、気軽に担任や最寄の教職員にハウ（報告）、レン（連絡）、ソウ（相談）してください。プライバシーは確実に守られます。

長岡工業高等専門学校リスク管理及び危機対策に関する規程

平成23年3月23日 制定

(目的)

第1条 この規程は、長岡工業高等専門学校（以下「本校」という。）のリスク管理体制及び危機対策体制を整備し、リスク顕在化の防止及び危機への対応等を行い、もって本校の業務の円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 リスク 本校の業務の遂行を阻害する別表第1に掲げる事象をいう。
- 二 リスク管理 リスクの顕在化を防止することをいう。
- 三 危機 リスクが顕在化し、又はまさに顕在化しようとしている状態をいう。
- 四 危機対策 危機への対応を行うことをいう。
- 五 役職員 総務主事，教務主事，学生主事，寮務主事，専攻科長及び事務部長をいう。
- 六 教職員 本校に勤務する常勤の教職員（前号に該当する者を除く。）及び非常勤の教職員をいう。
- 七 役職員等 校長，役職員及び教職員をいう。
- 八 学生 本校に在籍する本科生，専攻科生，研究生，聴講生，科目等履修生及び特別聴講学生をいう。

(役職員等の責務)

第3条 役職員等は、職務の遂行に当たり、法令、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「高専機構」という。）の諸規則及び本校の規程等におけるリスク管理に関連する規定を遵守しなければならない。

(エスカレーションルール)

第4条 教職員は、危機に際し次に掲げる基準に従い報告を行わなければならない。

- 一 先ず上司に一報を行うこと。
- 二 複数のルートによる報告を可とすること。
- 三 精緻より迅速を旨とすること。
- 四 第一報は、訂正可能とすること。

2 前項の報告は、次表の危機の程度に応じ、当該責任者まで伝達しなければならない。

	レベルA	レベルB	レベルC
危機の程度	全校的に運営上の影響が大きく、全校挙げての対応又は校長の直接指揮による対応が必要	運営上の影響は、レベルAほどではないが、マスコミ対応ないしは学生及び教職員双方への対応が必要	運営への影響が小さく、マスコミ対応も必要としない。担当役職員の対応で解決が可能
該当事例	大規模地震、火災、個人情報情報の漏えい、校内事故、入試ミス等	中規模以上の事故・事件、職員・学生の不祥事、感染症等	小規模な火災・事故、事務ミス等
責任者	校長	当該危機を所管する役職員	当該危機を担当する課の課長、学科長等

- 3 当該責任者は、前項の伝達に加え、必要に応じて校長連絡会構成員に報告を行うものとする。
- 4 第2項の伝達を受けた担当する課の課長は、必要に応じて高専機構本部への報告を行うものとする。

(リスク管理体制)

第5条 本校におけるリスク管理は、校長連絡会が統括する。

2 校長連絡会は、リスク管理を効果的、かつ、効率的に実施するため、次に掲げる事項について審議する。

- 一 本校のリスク管理に関する方針及び体制に関する事項
- 二 本校のリスク管理活動の評価及び改善のための提案
- 三 その他本校のリスク管理に関し必要な事項

(リスクへの対応)

第6条 校長は、本校におけるリスク管理方針を決定し、リスクへの対応について、学生及び教職員に対する必要な広報、情報提供等に努めるものとする。

2 役職員は、別表第2に掲げる主管リスク事項について、関連する委員会において充実・強化を図るとともに、必要に応じて当該リスク管理に関する指針・マニュアル等を整備するものとする。

(リスク管理に係る関係諸規程等との調整)

第7条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規程等に係るリスク管理は、当該規程等の定めるところによる。

- 一 長岡工業高等専門学校におけるハラスメントの防止等に関する規程（平成21年4月1日制定）
- 二 長岡工業高等専門学校情報セキュリティ管理規程（平成22年9月22日制定）
- 三 長岡工業高等専門学校消防計画（平成23年4月1日制定）

2 前項の規定は、当該リスクに関し校長連絡会において審議することを妨げるものではない。

(危機対策体制)

第8条 校長は、本校における危機対策を統括する。

2 校長は、危機が発生しその危機に緊急かつ全学的に対処する必要があると認めるときは、危機対策本部を設置するものとする。

3 校長に事故があるときは、次の各号の順序に従い、当該役職員がその職務を代理する。

- 一 総務主事
- 二 教務主事
- 三 当該危機に係る業務を主管する主事、専攻科長又は事務部長

(危機対策本部)

第9条 危機対策本部は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 本部長 校長
- 二 副本部長 当該危機を主管する役職員
- 三 役職員（前号の役職員を除く。）
- 四 総務課長及び学生課長
- 五 当該危機を担当する課の課長補佐（又は専門員）及び係長（又は専門職員）
- 六 その他校長が指名する教職員

2 校長は、危機対策本部を設置したときは校内に周知するとともに、必要に応じて消防署、警察署、高専機構本部その他関係機関等に連絡するものとする。これを解散したときも、同様とする。

3 危機対策本部は、現に発生した危機への対処の終了をもって解散する。

(危機への対処)

第10条 危機対策本部は、危機に対処するに当たり、必要と認められるときは、教職員及び学生に対して一定の行動を指示・命令することができるものとする。

2 教職員及び学生は、危機対策本部から指示・命令が出されたときは、その指示・命令に従って行動しなければならない。

(報道機関への対応)

第11条 危機に際し報道機関からの取材の申入れがあり又は校長が報道機関に公表する必要があると認める場合は、当該危機の対処に支障を来たさない範囲において、取材に応じ又は記者発表を行うものとする。

(秘密保持の義務)

第12条 本校のリスク管理又は危機対策に関する業務に従事する役職員等は、その業務に関して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

リスク事象

教育活動	<p><学生の事故></p> <ul style="list-style-type: none"> • 通学途上 • 授業中 • 課外活動中 • 学校行事中 • インターンシップ時 • 自傷, 自殺 (予告・未遂) • 不登校, 失踪 <p><学生の違法行為></p> <ul style="list-style-type: none"> • 薬物乱用 • 暴力 (対教師, 学生間) • 人権侵害 (Internet を含む。) • 犯罪 (キセル乗車, 窃盗, …) 	<p><食中毒・食事への異物混入></p> <ul style="list-style-type: none"> • 学生寮, 食堂, 学園祭バザー <p><体罰></p> <ul style="list-style-type: none"> • 教職員, 上級生 (先輩) <p><苦情・告発></p> <ul style="list-style-type: none"> • 学生, 保護者, 地域住民 <p><入学試験></p> <ul style="list-style-type: none"> • 採点ミス, 問題作成ミス • 問題の事前流出 • 合格発表時のミス <p><成績管理></p> <ul style="list-style-type: none"> • 卒業, 進級判定ミス • 成績表等の紛失・盗難
管理運営関係	<p><教育戦略></p> <ul style="list-style-type: none"> • 学生獲得戦略の失敗 • 学校イメージ戦略の失敗 <p><組織・業務運営></p> <ul style="list-style-type: none"> • 各種業務運営体制の未整備 • 組織の硬直化 • 業務効率性の低下 • 管理職と職員の意味疎通, 情報伝達の不調, 破綻 • 機構本部との連絡不備 <p><資産管理></p> <ul style="list-style-type: none"> • 設備の故障, 事故, 老朽化 • 施設の滅失 • 著作権・特許侵害などによる資産の第三者への移転 • 建物等施設の整備及び運用 <p><制度・政策対応></p> <ul style="list-style-type: none"> • 法令等改正への対応の遅れ 	<p><要員管理></p> <ul style="list-style-type: none"> • メンタルヘルス • 服務 • コンプライアンス意識の欠如 • 人材登用の失敗 • 不正経理 (預り金等) • 職員のモラルの低下 • 従来からの慣行の問題化 • 職員の事故 <p><マスコミ対応></p> <ul style="list-style-type: none"> • 事件・事故に関連した情報発信の失敗 <p><認証・評価></p> <ul style="list-style-type: none"> • 認証・評価の失敗 * 機関別認証評価 * 専攻科の認定 * JABEE 認定
法令等の遵守関係	<p><実験・実習></p> <ul style="list-style-type: none"> • 水質汚濁, 土壌汚染 • 国際規制物資 • ライフサイエンス実験に関する倫理及び安全管理 • 病原体, 細菌, 微生物管理 • 補助事業執行 (体制) <p><利益相反></p>	<p><ハラスメント行為></p> <p><法令違反></p> <ul style="list-style-type: none"> • 交通事故・飲酒運転 • 労働安全衛生法 • 消防法 • 労働基準法 • 独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律
情報システム関係	<p><情報システム></p> <ul style="list-style-type: none"> • システムダウン • ネットワーク障害 	<p><情報セキュリティ></p> <ul style="list-style-type: none"> • 不正アクセス • (個人) 情報漏洩
災害・防犯等関係	<p><防災></p> <ul style="list-style-type: none"> • 火災, 地震, 風水害 • 建物の損壊, 電気, 水道, ガス等のライフラインの遮断 <p><感染症></p> <ul style="list-style-type: none"> • 新型インフルエンザ… 	<p><防犯></p> <ul style="list-style-type: none"> • 不審者の校内侵入 • 外部者による盗難, 器物損壊 <p><外部者による威力業務妨害></p>

別表第2 (第6条関係)

役職員とその主管リスク事項

